

報告第 1 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 9, 294 円

2 賠償の相手方

所在地 * * * * *

名称 * * * * *

代表者の職及び氏名 * * * * *

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和 6 年 3 月 7 日午後 3 時 10 分頃

(2) 事故発生場所 埼玉県秩父市阿保町 3750 番 1 付近

(3) 事故の内容 市職員が車両を駐車しようとした際、隣の駐車スペースから発車した相手方車両と接触した。

(4) 被害の程度 相手方車両のフロントバンパー右側の破損

令和 6 年 5 月 28 日

ふじみ野市長 高 畑 博